

茨木市教育施設（小学校・中学校）ご利用案内

教育施設（小学校・中学校）の運動場（グラウンド）や屋内運動場（体育館）、教室の使用を希望される場合は、下記手順に従い、登録の手続きを行ってください。

※団体での登録に限ります。個人での登録はお受けしていません。

1 使用団体登録条件等の確認

裏面の「教育施設（小学校・中学校）使用登録条件等について」をご確認いただき、登録を希望される場合は2にお進みください。

2 使用を希望される学校への確認

使用希望日時について、使用を希望される学校に直接ご確認ください、登録を行う施設が決定しましたら3へお進みください。

※各教育施設の連絡先等は最終ページに掲載しています。

3 登録書等の提出

「茨木市教育施設等使用登録書」・・・全ての団体

「団体の会則等」・・・全ての団体

「高校生以下料金の適用確認票」・・・適用を希望される団体

※状況に応じ、その他の書類を提出していただく場合があります。

※各書類は使用を希望される学校ごとに提出が必要です。



【新規登録書類の提出先】 教育総務部 施設課（市役所南館6階）

※新規登録書類について、学校での受理は行っておりませんのでご注意ください。

4 登録等の可否決定（施設課）

3で提出された書類を施設課で確認し、登録等の可否をご連絡します。

登録が完了しましたら5へお進みください。

5 施設使用の申し込み

「茨木市教育施設等使用許可申請書」を使用される施設に期日までに提出してください。

※使用許可後は、キャンセルされても有料となりますのでご注意ください。

6 施設使用当日

5の申請後に受領された「茨木市教育施設等使用許可書」を持参し、許可された時間等を厳守して使用してください。

※使用後は、使用施設の原状回復を行い、ゴミは持ち帰ってください。

※使用許可時間を過ぎて学校内や学校付近に滞在することのないようにお願いします。



【お問い合わせ先】教育総務部 施設課 ☎072-620-1682

教育施設（小学校・中学校）使用登録条件等について

【教育施設使用登録条件】

- (1) 社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体であること。
- (2) 市内に活動の本拠を有していること。
- (3) 定款、規約又は会則を規定していること。
- (4) 使用目的が、営利活動、営利を目的とする勧誘等でないこと。
- (5) 施設使用において、教育委員会が団体に対し確認・調査が必要と判断し、報告（収支決算書や会員名簿の提出等）や是正等を求めた場合は、速やかに応じること。
- (6) 本書に記載の施設使用上の条件や注意事項等を順守できる団体であること。

【施設使用許可・許可の変更・許可の取消申請】

※所定の申請書等の提出が必要です。電話による申請はできません。

- (1) 施設の使用許可申請は、使用月の前月の初日から使用日の7日前までに行うこと。
- (2) 使用許可内容の変更は、使用日の5日前までに届け出ること。
- (3) 使用許可の取消しは、届出日より、下記のとおり納付いただく使用料が変わります。
 - ・使用日の5日前までに届け出た場合 5割納付
 - ・使用日の4日前以降に届け出た場合 全額納付

※ 使用許可後は、取消しを申請されても、使用料の5割又は全額を納付していただくことになりましてご注意ください。使用料の納付が免除されるのは、使用者の責任によらない理由（学校都合、災害、悪天候、感染症予防等）による場合のみです。

【教育施設使用料】 ※令和5年4月1日改定分

区	分	使用料 (1時間当たり)
教室・教室に準ずる室	一般	80円
	高校生以下の団体	40円
屋内運動場	一般	600円
	高校生以下の団体	300円
運動場	一般	300円
	高校生以下の団体	150円



(注1) 1時間未満の使用については、1時間の使用料となります。

【例】2時間10分使用する場合 → 3時間の使用料となります。

(注2) 高校生以下の団体使用料は、次のページに記載の要件等を満たし、教育委員会に確認票を提出し承認された場合に適用されます。

【使用料の納付】

担当課から送付される納付書に基づき、銀行窓口又はオンライン決済にて記載の納付期限までに必ず納付してください。

【高校生以下の団体使用料】

(1) 高校生以下の団体としての認定要件

団体会員の半数以上が高校生（満年齢18歳）以下であること。

(2) 高校生以下料金の適用手続

「高校生以下料金の適用確認票」を施設課へ提出してください。

(3) 高校生以下の団体使用料適用条件

施設の使用目的が、高校生以下を対象とした事業であること。

※ 高校生以下を対象とした事業でも、保護者等大人のみで使用するものには適用されません。

その他、高校生以下料金の適用確認票裏面に記載された「高校生以下料金適用の基準」をご確認ください。

〔施設使用上の注意事項〕

以下の施設使用上の注意事項について、団体代表者が会員や保護者、その他関係者全員に周知徹底し、使用の際は、トラブル等が生じないように注意してください。

(1) 使用について、施設管理者の指示に従うこと。

(2) 使用許可時には、準備・片付けに要する時間を含んでいるため、使用開始時刻前の入場や、使用終了時刻を過ぎてても施設内に滞在していることがないようにすること。また、退場後においても、施設付近に滞在することは、近隣の迷惑になることから、慎むこと。

(3) 施設への車の乗り入れは原則禁止であり、車を使用する場合はコインパーキング等を利用すること。また、送迎に車を使用する際も、近隣の迷惑になることから長時間の駐車は控えること。

(4) 施設使用後は、グラウンドの状態等、全てを使用前の状態に回復させ、通常の学校運営に支障をきたすことのないようにすること。

釘、かき型フック等をグラウンドに打ち込んで放置した場合、こどもの大怪我につながる恐れがあるので、必ず回収してください。

(5) 使用を許可していない設備や備品等を使用しないこと。

(6) 喫煙・飲酒は厳禁です。

(7) 建物、設備、器具等を損傷した場合は、速やかに学校長に報告すること。

(8) 学校関係者、児童・生徒、近隣住民に危害が及んだり、迷惑となる行為を行わないこと。また、団体関係者にも怪我や事故が起きないように配慮し、適切な対応を取ること。

(9) 団体によって排出されるごみ等については、施設内に投棄せず、全て持ち帰ること。

(10) 代表者の変更など教育委員会に届け出るべき事案が発生した場合は、速やかに届け出ること。

(11) 不適切な使用方法等を繰り返す場合や、教育委員会からの指示等に対し不誠実な対応を行う団体については、登録を抹消する場合があります。

(12) 避難所、投票所開設など教育委員会の判断・都合により必要が生じたときは、使用許可を取り消す場合があります。 その際に団体に損害が生じても、教育委員会はその責めを負いません。

(13) その他、公序良俗に反する行為を行った場合又は行う可能性があるとして教育委員会が判断した場合は、施設使用許可の取り消し又は施設使用許可団体の登録を抹消する場合があります。

茨木市立小学校・中学校一覧

NO.	小学校名	所在地	電話番号
1	茨木	片桐町8番40号	624-3132
2	春日	上穂東町5番18号	622-2358
3	春日丘	中穂積三丁目3番43号	622-2515
4	三島	三島町3番13号	624-5261
5	中条	新中条町7番12号	622-3514
6	玉櫛	水尾三丁目1番51号	634-2144
7	安威	安威二丁目21番23号	643-5128
8	玉島	玉島二丁目11番23号	632-3160
9	福井	東福井二丁目4番20号	643-5173
10	清溪	大字泉原857番地	649-2025
11	忍頂寺	大字忍頂寺31番地の2	649-3014
12	大池	大池一丁目5番8号	632-8663
13	豊川	宿久庄五丁目14番5号	643-5916
14	中津	中津町10番15号	634-3478
15	東	鮎川二丁目5番23号	633-2541
16	水尾	水尾四丁目7番16号	633-3792
17	郡山	新郡山二丁目30番18号	643-5345
18	太田	花園一丁目21番26号	643-8384
19	天王	天王二丁目13番57号	625-6205
20	葦原	新和町13番50号	633-7680
21	郡	郡五丁目26番23号	643-4121
22	庄栄	庄二丁目26番5号	622-4711
23	沢池	南春日丘三丁目11番6号	625-6300
24	畑田	畑田町3番31号	627-0686
25	山手台	山手台四丁目9番4号	649-1282
26	耳原	耳原二丁目20番55号	641-1900
27	穂積	下穂積二丁目6番62号	627-5277
28	白川	白川一丁目4番1号	633-1191
29	東奈良	東奈良二丁目5番36号	633-9648
30	西	北春日丘三丁目12番23号	622-3485
31	西河原	西河原北町7番33号	622-3303
32	彩都西	彩都あさぎ五丁目8番1号	641-2481

NO.	中学校名	所在地	電話番号
1	養精	駅前四丁目7番60号	622-6345
2	西	見付山二丁目5番4号	622-2658
3	東	末広町7番4号	632-8414
4	豊川	藤の里一丁目16番8号	643-5904
5	南	若園町6番41号	633-1601
6	三島	西河原一丁目17番10号	626-2145
7	北	南安威三丁目10番3号	643-4801
8	東雲	学園南町21番7号	633-6966
9	天王	沢良宜西三丁目8番5号	632-5781
10	西陵	南春日丘一丁目19番6号	625-4781
11	平田	平田一丁目8番20号	633-1501
12	北陵	山手台一丁目23番10号	649-4641
13	太田	花園一丁目6番10号	641-2557
14	彩都西	彩都あさぎ四丁目6番7号	640-1331

